

向島運動公園

有料施設利用料

一般社団法人 尾道市体育協会

尾道市向島B&G海洋センター体育館

利用区分			利用時間（1時間）
専用 利用	1階	全面	630
		半面	320
		1/3面	210
	2階	全面	310
		半面	160

備考

- 1 次の各号に掲げる区分に応じて体育館の1階の全面を専用利用する場合については、それぞれ当該各号に掲げる利用料とする。
 - (1) 半日利用(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのいずれかの利用をいう。) 1,890円
 - (2) 1日利用(午前9時から午後5時までの利用をいう。) 3,770円

- 2 次の各号に掲げる区分に応じて体育館の2階の全面を専用利用する場合については、それぞれ当該各号に掲げる利用料とする。
 - (1) 半日利用(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのいずれかの利用をいう。) 930円
 - (2) 1日使用(午前9時から午後5時までの利用をいう。) 1,860円

- 3 1時間未満は、1時間とみなす。

- 4 利用者が入場料等を徴収する場合で、営利を目的としない場合はこの表に定める額の3倍に相当する額の利用料とし、営利を目的とする場合はこの表に定める額の5倍に相当する額の利用料とする。

- 5 市民及び市内に事務所を有する団体以外の者が利用する場合の利用料は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

多目的グラウンド

入 場 料 徴収の有無	利 用 区 分		利 用 時 間				
			8 : 30～ 12 : 00	13 : 00～ 17 : 00	8 : 30～ 17 : 00	超過時間 (1時間につき)	
無	専用利用	全面利用	一 般	2,720	3,140	5,760	1,050
			高校生以下	1,890	2,100	3,880	730
		半面利用	一 般	1,360	1,570	2,880	530
			高校生以下	950	1,050	1,940	370
	個人利用	一 般		1回につき 100			
		高校生以下		1回につき 50			
有	専用利用	全 面		10,480	10,480	20,950	5,240
		半 面		5,240	5,240	10,480	2,620
夜間照明 (1時間につき)		全 面		2,720			
		半 面		1,360			

テニスコート

利 用 区 分	利 用 料
1 面 (1時間)	520
夜間照明(1時間)	310

グラウンド・ゴルフ場・ふれあい広場

利用区分		利用時間			
		8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00	超過時間 (1時間につき)
専用利用	一般	2,720	3,140	5,760	1,050
	高校生以下	無 料			
個人利用	一般	1回につき 210円(年間4,160円。この場合においては、多目的芝広場も利用することができるものとする。)			
	高校生以下	無 料			

器 具

グラウンド・ゴルフ用クラブ、ボールセット	1セット 100円
----------------------	-----------

多目的芝広場

利用区分		利用時間			
		8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00	超過時間 (1時間につき)
専用利用	一般	1,360	1,570	2,880	530
	高校生以下	無 料			
個人利用	一般	1回につき 210円(年間4,160円。この場合においては、グラウンド・ゴルフ場も利用することができるものとする。)			
	高校生以下	無 料			

備 考

- 1 一般とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する生徒、児童及び義務教育就学前の幼児以外の者をいう。
- 2 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 表の利用時間の区分以外の時間に利用するときの利用料は、表の超過時間の額を適用する。ただし、テニスコートは除く。
- 4 専用利用は、団体の利用を原則とする。ただし、テニスコートは除く。
- 5 1回とは、8時30分から12時まで若しくは13時から17時まで又は8時30分以前若しくは17時以降の時間をいう。ただし、テニスコートは除く。
- 6 特別の設備等に要する費用は、利用者の負担とする。
- 7 年間とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 8 市民及び市内に事務所を有する団体以外の者が利用する場合の利用料は、この表に定める額の倍額とする。

愛 ラ ン ド

	9 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 21 : 00	1 日 (9 : 00 ~ 21 : 00)
研修室(1室につき)	420	420	730	1,570
会 議 室	730	730	1,570	3,030
トレーニング器具	1人 210	1人 210	1人 210	1人 630
食堂及び売店	1か月につき10,480円以上で市長が定める額			

備 考

冷暖房の利用料は、基本料の5割増とする(10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。)

尾道市向島B&G海洋センタープール

利用区分		9:00~ 12:00	13:00~ 16:00	18:00~ 21:00
団体利用	小・中学生	840	840	1,150
	高校・大学・一般	1,260	1,260	1,780
個人利用	小・中学生	70	70	120
	高校・大学・一般	130	130	180

備考

- 1 団体利用とは、10人以上でコースを専用利用する場合をいう。この場合において、30人以上で利用する場合の利用料は、この表に定める額の1.5倍に相当する額とする。（10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。）
- 2 乳幼児の利用は、無料とする。

駐車場

- ・普通車で約460台、大型バス約10台の駐車が可能です。

(一部抜粋)